

本書により行うDWS ワールド・アグリビジネス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年4月21日に関東財務局長に提出しており、平成29年4月22日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2017年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1,613,094百万円（2017年2月末現在）

投資信託の基礎知識

(注)本ページは投資者の皆様へ投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



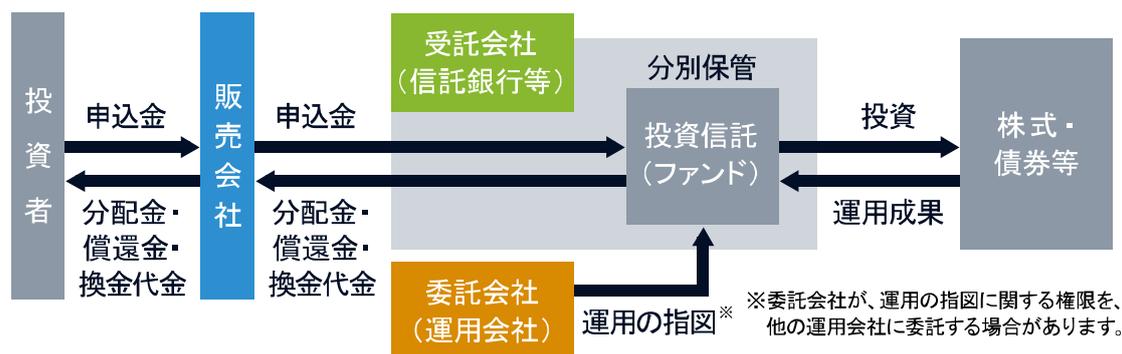
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

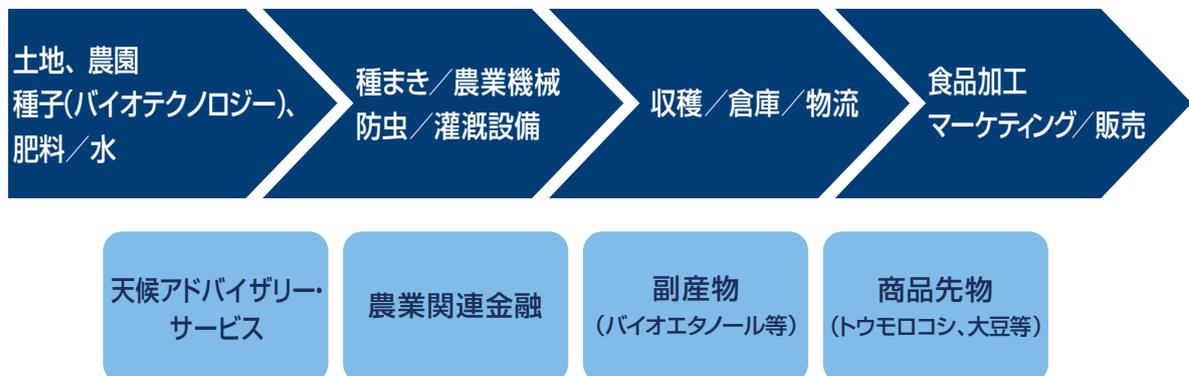
(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1 アグリビジネス（農業ビジネス）に関連する世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。

アグリビジネスとは、食物の生産に関連する様々なビジネスを指します。例えば、土地・農地、種子・肥料、農業化学、水、農業機械、食品加工、マーケティング、販売、食品・食肉の物流、天候アドバイザー・サービス等に関するビジネスがあります。

- アグリビジネスのフードチェーンにおける価値創生に着目します。
- アグリビジネスは、フードビジネスにおける川上から川下までのフードチェーン全体に及びます。
- 我々の生活に必要不可欠である「食物」がテーマです。

穀物に関するフードチェーンの例



(注) 他にも、食肉、魚肉等多岐にわたる食物全般に関するフードチェーンに関係する企業の株式が投資対象に含まれます。なお、投資対象銘柄がアグリビジネスに関連するかの判断はグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーが行います。グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについては、後記「ファンドの特色 2」をご参照下さい。

2

マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに委託します。

<グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーについて>

グローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーは、米国証券取引委員会に登録しており、個人投資家及び機関投資家に主にグローバル・テーマ型戦略の運用サービスの提供を行う運用会社です。

設 立 : 2009年12月
従 業 員 : 20人
運用資産残高 : 約51億米ドル
所 在 地 : 米国 ニューヨーク

(2017年2月末現在)

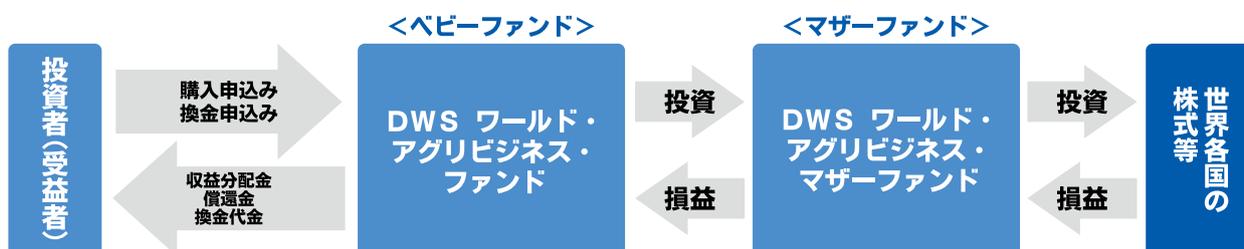
3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

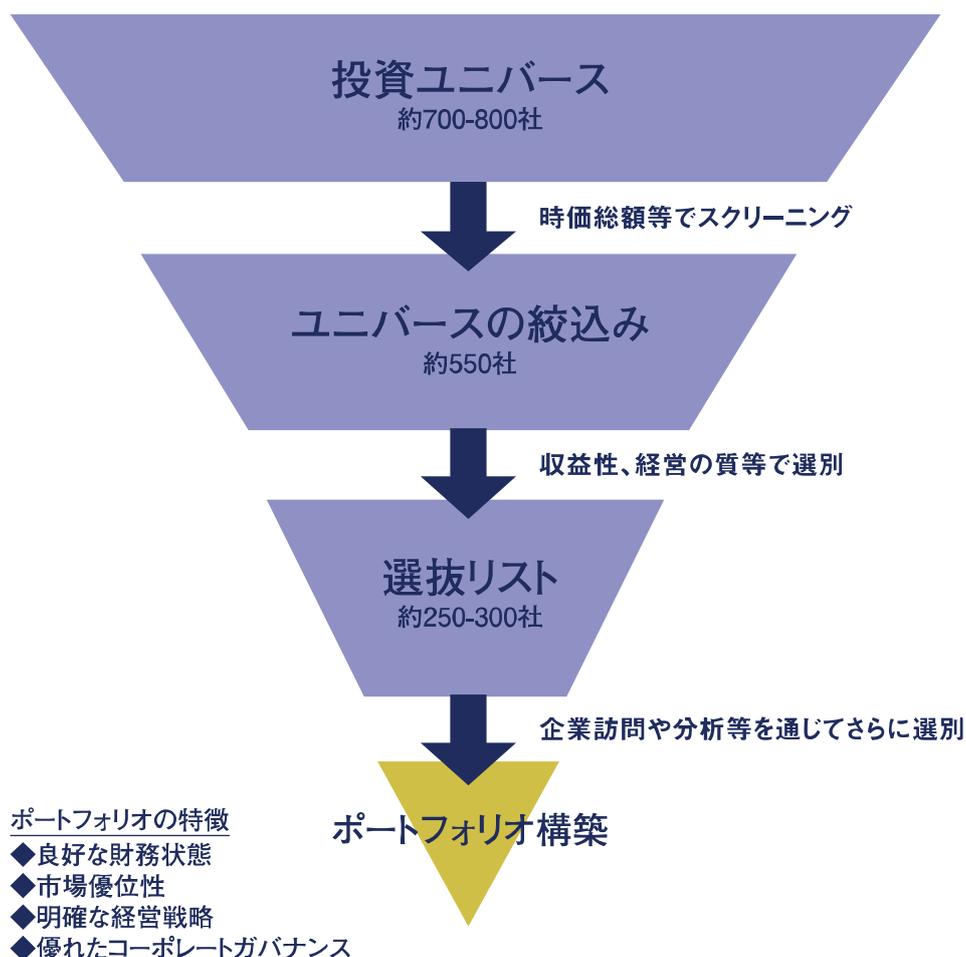
ファミリーファンド方式*で運用を行います。

※「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



<投資プロセス>

当ファンドのポートフォリオは、以下のプロセスで構築されます。



(注1) 上記投資プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

毎決算時（原則として毎年7月25日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・ マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

(参考情報)

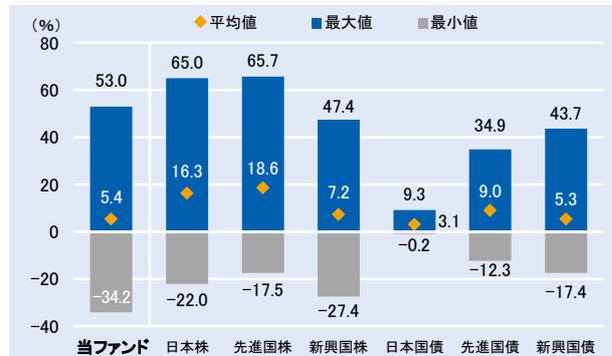
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1、※2

(2012年3月～2017年2月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1、※3、※4

(2012年3月～2017年2月)



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2012年3月～2017年2月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・ TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ NOMURA-BPIは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチュエアセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLCが設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2017年2月28日

基準価額・純資産の推移



- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
 ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2016年 7月	0円
2015年 7月	0円
2014年 7月	0円
2013年 7月	0円
2012年 7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

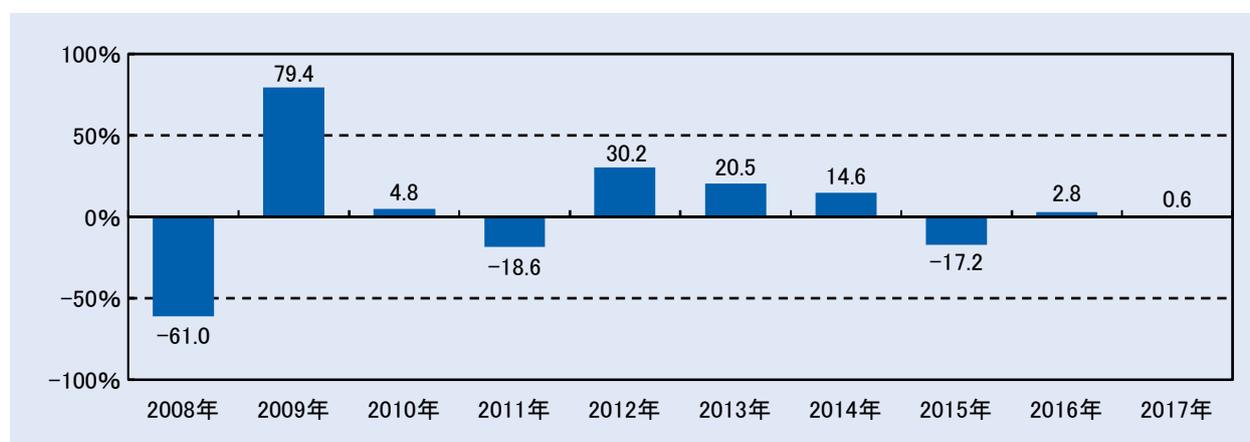
順位	銘柄	国	業種	比率(%)
1	AGRIUM INC	カナダ	肥料・農薬	8.3
2	MOSAIC CO/THE-WI	アメリカ	肥料・農薬	7.5
3	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	カナダ	肥料・農薬	7.0
4	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	アメリカ	肥料・農薬	6.2
5	BUNGE LIMITED	バミューダ諸島	農産物	6.0
6	MONSANTO CO	アメリカ	肥料・農薬	5.3
7	TREEHOUSE FOODS INC	アメリカ	包装食品・肉	2.8
8	VILMORIN & CIE	フランス	農産物	2.5
9	KWS SAAT SE	ドイツ	農産物	2.4
10	SLC AGRICOLA SA	ブラジル	農産物	2.3

マザーファンドにおける業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
肥料・農薬	37.0
包装食品・肉	23.7
農産物	19.8
食品流通	3.2
醸造	2.9

※比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
 ※2 2017年は2月末までの騰落率を表示しております。
 ※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	<p><一般コース> : 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。</p> <p><自動けいぞく投資コース> : 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。</p> <p>※購入後のコース変更はできません。 ※詳しくは販売会社にお問合せ下さい。</p>
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払い下さい。
換金単位	<p><一般コース> : 1口単位または1円単位とします。</p> <p><自動けいぞく投資コース> : 1口単位または1円単位とします。</p>
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日とします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時とします。
購入の申込期間	平成29年4月22日から平成29年6月30日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合には、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消しまたは変更することができます。
信託期間	設定日（平成19年9月21日）から平成29年7月25日までとします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年1回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.782% (税抜 1.65%) を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。) 及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うグローバル・セマティック・パートナーズ・エル・エル・シーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。	
配分 (税抜) 及び役務の内容	委託会社 0.80%	委託した資金の運用等の対価
	販売会社 0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	純資産総額に対して年率 0.10% を上限 として諸費用 (監査法人へのファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。) が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20 歳未満の方を対象とした「ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります (ただし、対象者が 18 歳になるまでは払出し制限があります。)。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成 29 年 2 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<MEMO>

<MEMO>

<MEMO>

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

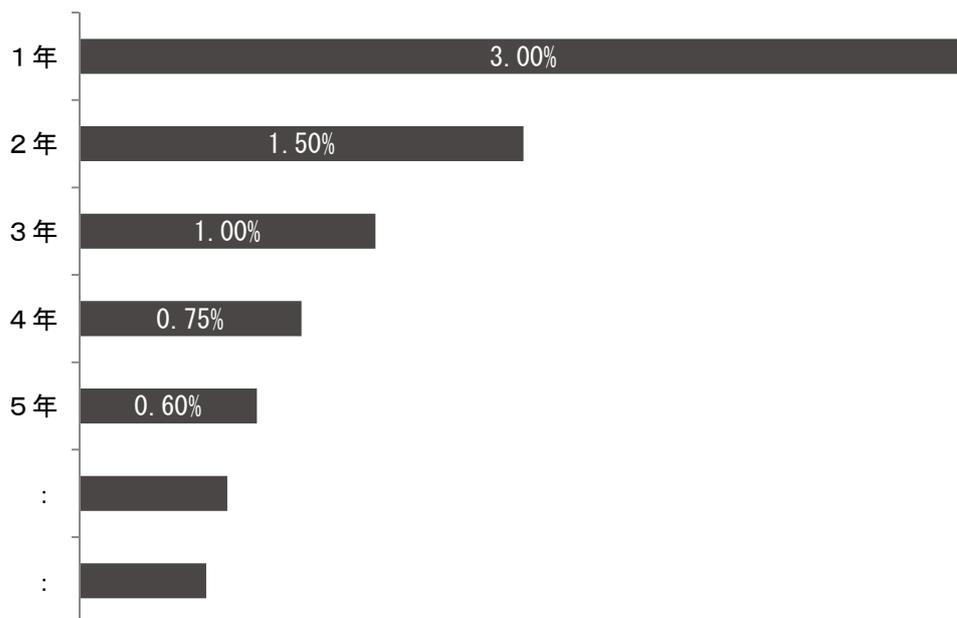
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

「DWS ワールド・アグリビジネス・ファンド」の購入時手数料について

野村証券株式会社における購入時手数料は、購入金額(購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数)に 3.24% (税抜 3.0%) の手数料率を乗じた額とします。

- ◆ 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
- ◆ 野村証券株式会社における購入単位は以下のとおりです。(購入後のコース変更はできません。)

一般コース(分配金を受取るコース)	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

* 野村ネット&コールでのお申込みの場合、ご購入の単位や方法等が上記と異なる場合があります。

詳しくは野村証券窓口または野村ネット&コールのウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

○お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせにつきましては、**お取引のある本支店**までお申し出ください。

お取引に係るご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

【連絡先 0120-56-8604<お客様相談室>】

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) 〕

注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



31780231